

令和6年 第8回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年8月21日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第3会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和6年8月21日(水) 午後1時30分		
	閉 議	令和6年8月21日(水) 午後2時55分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田 三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課 課長補佐	小瀬 博史
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課係長	大串 美千子
	教育専門官	須賀野 由美		
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第7回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（時津町地域文化部活動改革検討委員会委員の委嘱について）

議案第31号 時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱について

議案第32号 教育委員会の点検・評価について

議案第33号 教科書採択について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第8回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第7回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第7回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第7回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第7回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

日程第2、教育長報告を行います。

令和6年7月18日から令和6年8月19日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、議案の審議を行います。

議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生

徒の就学について)の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第29号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第3 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(時津町地域文化 部活動改革検討委員会委員の委嘱について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域文化部活動改革検討委員会委員の委嘱について)の件を議題とします。

議案第30号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域文化部活動改革検討委員会委員の委嘱について)ご説明いたします。

本件の時津町地域文化部活動改革検討委員会委員につきましては、令和6年7月19日付けで委嘱する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。

本議案は、同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものであります。

資料3枚目の「令和6年度時津町地域文化部活動改革検討委員会委員名簿」をご覧ください。

時津町文化協会事務局長 太田 千賀子さん、とぎつカナリーホール館長 志田 浩文さん、時津中学校PTA会長 近藤 大樹さん、鳴北中学校PTA会長 朝永 舞子さん、時津中学校長 小河原 浩さん、鳴北中学校長 山本 将司さん、時津中学校吹奏楽部顧問 川下 靖彦さん、鳴北中学校吹奏楽部顧問 前原 幹さん、文化部活動に関し知見を有する者

として松本 公義さん、時津町教育委員会社会教育課長、時津町教育委員会学校教育課長のメンバーで文化部活動の地域移移行について検討していきます。来週には、第1回目の検討委員会を開催予定です。委員の任期は、令和6年7月19日から令和8年7月18日までの2年間です。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

文化部には、吹奏楽部のほかに何がありますか。

○ 廣瀬学校教育課長

時津中学校に吹奏楽部と美術部。鳴北中学校に吹奏楽部があります。時津中学校の美術部の活動は平日のみとなっていますので、今回の土日に活動をしている文化部の地域移行の対象は、吹奏楽部だけとなります。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

現在の時津中学校吹奏楽部の顧問の先生は、川下先生ですか。

○ 廣瀬学校教育課長

はい。時津中学校吹奏楽部の顧問の先生は、川下先生です。

○ 吉田教育委員

代わられたのですか。

○ 相川教育長

昨年度までは中谷先生でしたが、今年度からは川下先生になっています。

中谷先生には、今年度もお手伝いということでかかわっていただいております。

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて(時津町地域文化部活動改革検討委員会委員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第31号 時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱 について

○ 相川教育長

続きまして、議案第31号、時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱についての件を議題とします。

議案第31号について、事務局の説明を求めます。

○ 小瀬社会教育課長補佐

議案第31号、時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町地域運動部活動改革検討委員会委員につきまして、令和6年8月29日で任期が満了となります。そのため、令和6年8月30日付けで新たに委嘱する必要があり、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

委員につきましては、別紙の委員名簿をご覧ください。

記載のとおり、今回新たに委員として委嘱する方は、すべて再任となっており、令和6年8月30日から令和8年8月29日までを任期として委嘱するものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第31号、時津町地域運動部活動改革検討委員会委員の委嘱についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第32号 教育委員会の点検・評価について

○ 相川教育長

続きまして、議案第32号、教育委員会の点検・評価についての件を議題とします。
議案第32号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第32号、教育委員会の点検・評価についてご説明いたします。

報告書の内容につきましては、これまでの会議の中で教育委員の皆さまのご指摘やご意見等を踏まえた上で、その都度修正しております。

なお、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることになっておりますので、報告書2ページに記載しておりますが、長崎大学大学院の木村 国広(きむら くにひろ)教授と、鎮西学院大学の佐藤 快信(さとう よしのぶ)名誉教授に、ご意見やご助言をいただいております。

お二人の所見につきましては、103ページ以降に記載しております。非常に素晴らしい所見をいただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上で、議案第32号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第32号、教育委員会の点検・評価についての件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第33号 教科書採択について

○ 相川教育長

続きまして、議案第33号、教科書採択についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

なお、情報公開の観点から、会議録は採択後においては、時津町情報公開条例の規定に基づき公開されるものとなりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

また、教科書採択の公表につきましては、令和6年9月1日以降に公表されることになっております。従いまして、本案にかかる審議の内容及び結果につきましては、それまでの間、部外秘となります。くれぐれも情報が漏れることの無いようご注意願います。

それでは、本案について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

教科書採択につきましては、須賀野教育専門官の方から説明いたします。

○ 須賀野教育専門官

教科書採択について説明させていただきます。

本年度は、来年度から中学校で使用する教科用図書（以下、教科書）の採択を行う年となっております。

まず、教科書採択の流れについての説明をいたします。

その後に、採択の結果に係る詳細についてご説明申し上げます。

教科書は、主たる教材として法令上（※教科書の発行に関する臨時措置法）位置づけられております、憲法で保障された義務教育の無償制度を根幹で支えるものです。市町立の小・中学校で使用される教科書採択の権限は市町教育委員会にあります。時津町は長与町と共同採択を行っており、同一の教科書を採択することとしています。

では、冊子をご覧ください。時津町と長与町は、「共同採択地区」として「西彼地区教科書採択協議会規約」を定めております。そして、その規約に基づいて採択作業を行っております。詳細は1～5ページに示しております。

採択の流れについては、5ページに図示しておりますのでご覧ください。下から説明しますと、「調査委員会」・「選定委員会」・「教科書採択協議会」の順でそれぞれの作業が進んできました。

6ページには、先ほど説明した採択の流れを時系列にまとめております。

今年度は、まず6月10日（月）に第1回教科書採択協議会が開かれ、今回の採択業務に係る確認を行いました。その後、学校巡回閲覧、町立図書館での展示、調査委員会、選定委員会等で慎重に調査・選定が行われております。

調査委員会は6月に第1回、7月に第2回、第3回が開催され、対象となる全ての教科書を調査し、それぞれの特徴を調査委員会報告書としてまとめる作業を行いました。

その報告書をもとに、7月31日の選定委員会において、本地区にふさわしいと評価できる教科書を3者選定し順位付けを行いました。そこで、選定した教科書の特徴と選定理由をまとめたものが、「資料1」の選定委員会報告書です。

そして、8月6日実施の「第2回教科書採択協議会」におきまして、「調査委員会」・「選定委員会」からの調査、選定結果をもとに、選ばれたのが、「資料2」として配付しております教科書採択案ということになります。

その採択案を決するのが本日の教育委員会となりますので、この後、審議をお願いするところ です。

なお、「教科書採択協議会」の委員については、7ページにお示ししております。学識経験者、保護者代表、校長会代表、教育委員会等から選出され、多様な意見が出されるように構成されております。また、8ページには「調査委員会」・「選定委員会」の委員をお示ししております。いずれも、西彼杵郡教育研究会における所属教科等を考慮し、構成されて います。以上が、教科書採択に係る、これまでの流れについての説明です。

それでは、各教科における教科書採択案及び採択理由をご説明いたします。「資料2」の 内容と重なること、また、発行者名については、一部略式にて申し上げますことを、ご了承 ください。それでは、「資料2」をご覧ください。

国語では、発行者4者のうち「株式会社三省堂」の教科書が採択案とされています。

全学年共通の単元が設定され、3年間の系統性・発展性が重視されています。また、各単 元で3領域（①話す・聞く ②読む ③書く）がバランスよく配置され、質・量ともに適切 です。

また、比較的平易で理解しやすい教材が多く、レイアウトやデザインがすっきりしており、 見やすく指導しやすいのも特徴です。

特に、説明的文章の前に、読解のポイントのコーナーがあり、「本教材」に取り組むこと で生徒の理解が深まります。

次に書写です。書写は、発行者4者のうち「光村図書出版」の教科書が採択案とされてい ます。

見開きで、「考えよう、確かめよう、生かそう」の学習の流れが示され、見通しを持って、 主体的に学ぼう工夫されています。

また、「学びのカギ」で大切なポイントがわかりやすく示されています。

特に、硬筆用の「書写ブック」という別冊があることが大きな特徴です。

地理は、発行者4者のうち、「帝国書院」の教科書が採択案とされています。

冒頭に、地理を学習する上での大切な思考ツールや学び方についてのわかりやすい解説が あり、生徒が主体的に学習するための工夫がなされています。

章のはじめに、この単元を通して考える問いが示され、さまざまな事例や資料に基づいて、 見方・考え方を働かせることができます。章の週末には、振り返りとして要点をまとめたペ ージもあります。色遣いも見やすく、多くの漢字にルビがふられているので、どの生徒も主 体的に学習できるように作られています。

歴史は、7者のうち、「帝国書院」の教科書が採択案とされています。

本教科書は、各ページに「確認しよう」・「説明しよう」が設けられ、学習課題がわかりやすく示されています。特に、「タイムトラベル」は特徴的で、イラストからこれから学ぶ時代について、単元の見通しを持って学習することができます。

難読漢字に関わらず、多くの語句にルビがふってあり、あらゆる生徒に配慮されています。

各ページの下に、小学校・地理・公民との関連の記述があり、学び直しや横断的な学びができるよう工夫されています。

公民は、発行者5者のうち、「帝国書院」の教科書が採択案とされています。

本教科書は、単元の導入に「学習の前に」というイラストのページが設定され、生徒の興味・関心を高め、単元を見通して、主体的に学習に取り組むことができるよう工夫されています。また、「18歳への準備」や「未来に向けて」では、主権者として社会参画に対する意欲を高め、現代社会の課題をとらえることができます。

地図は、発行者2者のうち、「帝国書院」の教科書が採択案とされています。

この地図は、大きめで色彩の明るい絵記号やイラスト、写真が多く、必要な情報が一目で認識できます。

さらに、「地図で発見！」のコーナーで、地図や資料で着目したいことに関する問いが示され、生徒の思考力・判断力・表現力等を育成することができるよう工夫されています。

数学は、発行者7者のうち、「東京書籍」の教科書が採択案とされています。

本教科書は、数学の必要性や有用性、数学のよさを感じさせるよう、実生活の中で数学を応用して解決できるような問いが多く示されています。このような問いは全国学力調査でも出題されており、生徒の思考力を高めることができます。また、2年生からは、数学を使う仕事や数学を活用して働いている人を紹介し、数学が実社会で活用されていることを実感することができる教科書です。

また、QRコンテンツとリンクさせた「クイックチェック」を設け、解けなかった問題は、ヒントを見て再度取り組むことができるようになっています。

理科では、発行者5者のうち「大日本図書」の教科書が採択案とされています。

教職員の調査においても、肯定的な意見が最も多かった教科書です。

実験の手順や観察のポイントなどが、図解や写真で詳しく説明され、視覚的にわかりやすい教科書です。大きすぎないサイズ感（B5版）もよく、教師が提示するデジタル教科書との連携で、指導者と学習者とが共有しやすく作られています。長崎県の教材を多く取り入れ、地域特有の自然環境や生態系に重点を置き、生徒の科学的な思考力や探求心を育成することができます。

音楽は、発行者2者のうち「教育芸術社」の教科書が採択案とされています。

精選された文章やレイアウトの工夫で、大切なことが理解しやすい教科書です。見通しをもって、スムーズに学習が進められるよう、目標や教材が配列され、分量も適切です。

また、創作教材においては、学習の手順が丁寧に示され、吹き出しなどで生徒の思いや意図が例示され、わかりやすくなっています。生徒の学びやすさや主体的に学ぶ態度を育成することを考えられた教科書です。

次に美術です。発行者3者のうち、「光村図書」の教科書が採択案とされています。

2ページ見開きの図版の大きさや色合いのバランスがよく、制作の流れが明確です。生徒目線の活動の写真が多いのも特徴で、制作の過程をイメージしやすくなっています。また、鑑賞する歴史的な作品が、紙の材質、原寸大での表示などにより、本物に近い形で味わえます。

別冊の「美術1資料」は小さめのサイズで教科書に挟んで活用しやすく、基本的な技法などがまとめられ、生徒が3年間繰り返し使用できます。

次に保健体育です。発行者4者のうち、「Gakken」の教科書が採択案とされています。

生徒自身の実生活や健康課題、スポーツへの関わり、自然災害など、学習内容と実生活をつなげて考えられるよう工夫されています。

特に、自然災害の種類が写真で示され、どのような災害がいつどこで起こるのかという危機意識を高めることができます。文字数や資料の数も適当で、平易に理解しやすい表現となっています。

次に、技術です。発行者3者のうち「東京書籍」の教科書が採択案とされています。

生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討するという一連の流れと、解決のために、計画・実践し、評価・改善するという学習過程を重視しています。実験・実習などの資料が活用しやすく、二次元コードからの追加資料で、生徒が主体的に学習できるよう配慮されています。

次に、家庭です。発行者3者のうち「東京書籍」の教科書が採択案とされています。

「目標」、導入での「始めの活動」、「学習課題」、「まとめの活動」が記載されており、何をどのように学ばよいかわかりやすいよう工夫されています。

ガイダンス資料の内容が充実しており、家庭分野の問題解決的な学習が重視されていて、生徒が自らの課題に気づき、解決するために必要な知識・技能が身につけられるような構成になっています。そのため、「生活に始まり、生活に返す」学習の流れが明確に示されています。また、個別最適な学び、協働的な学びにつながる豊富な二次元コードも掲載されています。

次に英語です。発行者6者のうち「三省堂」の教科書が採択案とされています。

挿絵と音声での文法導入から、思考力や表現力を高める活動に至る流れがわかりやすく、

レイアウトも見開き2ページで、生徒が学習しやすい作りです。

Lessonごとにゴールとなる活動 Goal Activity が設定され、個別学習・協働的な学習につながります。4技能5領域（聞く、読む、話す（発表）、話す（やりとり）書く）の習得もバランスよく行うことができます。

わかりやすい場面設定の中で自分の意見を話したり書いたりする活動が充実しています。

最後に、道徳は、発行者7者のうち「光村図書」の教科書が採択案とされています。

1単位時間の授業のテーマをしっかりと学びながらも、各時間が有機的につながり、様々な道徳的価値への理解を深め、多面的・多角的に学びを深められる構造になっています。

「まなびの道具箱」として提示されている思考ツールや、より効果的な議論の方法を設定しており、より対話的で協働的な学びを図ることができ、道徳的価値について考えを深めやすい工夫があります。また、生徒にとって実生活に近い教材が多く、自分事として考え、問題を解決しようとする教材が使われています。

一つの教材の中で、話題となる内容項目を中心として、異なる立場や見方で考えを深められるような発問が提示されています。主題名がはっきりと提示されていないので、生徒と共に「テーマ」を考えることができる教科書です。

以上、令和7年度使用中学校用教科書における採択案及び理由について説明させていただきました。

なお、今回、選定の対象となった教科書見本がありますのでご覧いただければと思います。

これで、議案の説明を終わります。

どうぞよろしくお願いたします。以上で議案の説明を終わります。

○ 相川教育長

今回対象となる教科書を後ろに準備しております。これから14時50分までご自由に閲覧ください。

（ 教科書閲覧 ）

では、よろしいでしょうか。

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 吉田教育委員

教科「理科」において、「サイエンス」と書いてある教科書、「理科」と書いてある教科書、「科学」と書いてある教科書がありました。教科書の表紙名は、決まってないのですか。

○ 相川教育長

国の検定を通ったものでばかりですので、この中から子どもたちや地域性に合ったものを

選ぶこととなります。

感想でも結構です。なにかありませんか。

○ 宮原教育委員

これから教科書が、紙媒体でいくのか、QRコード等を駆使した電子媒体で行くのか。教科書の選考基準が、どこに向かっていくのか。気になるところです。

○ 峯教育委員

保健体育の教科書ですが、思春期の性に関するところが、どこも見開き1ページ位であったので、先生方の裁量にかかってくるのは大変だろうな。という感想を持ちました。

○ 相川教育長

小学5年生の保健の教科書には、受精等妊娠のことが教科書に掲載されていますので、これだけか。といった思いがしました。

他にありませんか。

○ 天田教育委員

どの教科書も注釈等説明書きが多く記載されており、しっかり読めばわかるようになっていると思いました。

○ 相川教育長

ほかにありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第33号は、原案どおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第33号、教科書採択についての件は、原案どおり可決されました。

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和6年第8回時津町教育委員会会議を閉会します。